

(許可証の提出等)

- (1) 収集運搬（乙）及び処分（丙）業務に関する許可証等（指定証その他）の写し
- (2) 許可車両番号
- (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報管理処理センターが保存する)

3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

3. 甲は、第 1 項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を内が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

会 社 名	住 所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

1 号文書 (収集運搬用)				2 号文書 (処分用)							
1 万円	未満	非課税	1,000 万円	以下	10,000 円	1 万円	未満	非課税	1,000 万円	以下	10,000 円
10 万円	以下	200 円	5,000 万円	以下	20,000 円	100 万円	以下	200 円	5,000 万円	以下	20,000 円
50 万円	以下	400 円	1 億円	以下	60,000 円	200 万円	以下	400 円	1 億円	以下	60,000 円
100 万円	以下	1,000 円	5 億円	以下	100,000 円	300 万円	以下	1,000 円	5 億円	以下	100,000 円
500 万円	以下	2,000 円				500 万円	以下	2,000 円			

(平成 12 年 7 月現在)

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。 ◎それぞれ実線で結ぶ。

		運搬用	処分用	延べ総 処分用
事業者 (甲)	住所			
	名称			
	代表者	(以下甲という)		
収集運搬会社 (乙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下乙という)		
	許可番号	(発生場所)	(処分場所)	
		(都道府県・政令市)	(都道府県・政令市)	
	許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 () (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()		
許可車両	() 台			
処分会社 (丙)	住所	山口県山陽小野田市大字西高泊434番1		
	名称	株式会社 松本興産		
	代表者	代表取締役 松本晋一	(以下丙という)	
	許可番号	第 03526053657 号	(都道府県)	政令市 山口県)
	許可区分	中間処理	最終処分	
	許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 () (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()		

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。

3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。

1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む）により、丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。

2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。

3. 収集運搬及び処分に關する契約単価の額が經濟情勢の變化等により不相當になつた場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

1. 工 事 名 _____

2. 排出場所 _____

3. 委託期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

4. 積替・保管施設経由の有無 (有・**無**)

a) 施設の内容 _____

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 _____
 c) 乙の運搬区間（該当するものを○で囲む）
 _____（排出場所 積替・保管施設）から（積替・保管施設 処分施設）まで
 d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否（許・否）
 e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの許否（許・否）
 5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社（丙）の許可内容

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つ能力を記入する。
＊：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

I. 丙での再生品目

Ⅱ. 丙からの再生（委託）先

Ⅲ. 丙からの最終処分（委託）先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

IV. 丙からの再中間処理（委託）先及びその後の最終処分（再生含む）場所

[illegible]